

# 文教民生常任委員会記録

(令和3年第3回定例会)

1	日時	令和3年9月24日(水)金 午後 1時00分開会 午後 3時15分閉会
2	場所	議場
3	出席委員	石川 さやか 委員長 鰐原 一男 副委員長 谷中 恵子 委員 鈴木 敏雄 委員 舘野 裕昭 委員 加藤 美智子 委員
4	欠席委員	なし
5	委員外出席者	増淵 靖弘 議長
6	説明員	別紙のとおり
7	事務局職員	小太刀 課長 湯澤 書記
8	会議の概要	別紙会議記録のとおり
9	傍聴者	なし

文教民生常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
市民部	市民部長	袖山 稔久	10名
	生活課長	益子 則男	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	日向野 久仁子	
	西大芦コミュニティセンター所長	東城 朋子	
	加蘇コミュニティセンター所長	金子 恵美子	
	東大芦コミュニティセンター所長	青木 康子	
	粕尾コミュニティセンター所長	倉沢 弘	
	生活課市民生活係長	倉持 貴子	
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	11名
	厚生課長	秋本 敏	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	羽山 好明	
	介護保険課長	星野 栄一	
	保険年金課長	佐藤 美樹子	
	健康課長	亀山 貴則	
	新型コロナウイルス感染予防対策室長	斎藤 正幸	
	厚生課課長補佐	大出 知恵	
	高齢福祉課長補佐	小堀 満美子	
	介護保険課長補佐	根本 幸子	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	7名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども総合サポートセンター所長補佐	古橋 芳一	
	子育て支援課こども支援係長	福田 昌子	
	保育課保育認定係長	白井 香代子	

教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	10名
	教育総務課長	駒場 秀明	
	学校教育課長	大貫 照実	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	
	文化課長兼川上澄生美術館事務長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	谷津 勝也	
	国体推進室長	大場 隆光	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	図書館長	田野井 秀雄	
	学校教育担当	猪瀬 武	

## 文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第62号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))
- 2 議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)について
- 3 議案第66号 令和3年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第68号 令和3年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第69号 令和3年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 6 議案第75号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 7 議案第76号 鹿沼市文化活動交流館条例の一部改正について

## 令和3年第3回定例会 文教民生常任委員会概要

○石川委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより、明瞭にお話しくくださいますようお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を、従来の出席者の2分の1以下としています。

そのため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

それでは、早速審査を行います。

これから市民部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。よろしくようお願いいたします。

議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民部関係予算について、ご説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

令和3年度補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

4段目、16款 県支出金、2項 1目 総務費県補助金の説明欄1行目、協働のまちづくり推進事業費県補助金 33万8,000円の増につきましては、とちぎ高校生地域定着促進モデル事業費を計上するものであります。

5ページをお開きください。

3段目、21款 諸収入、4項 3目 雑入の説明欄2行目、宝くじ普及広報事業助成金 250万円の増につきましては、コミュニティ助成事業費を計上するものであります。

その下の4段目になります、22款 市債、1項 1目 総務債の説明欄1行目、コミュニティセンター整備事業債 830万円の増につきましては、西大芦コミュニティセンターの整備のための旧西大芦小学校プール解体工事に係る財源として市債を計上するものであります。

次に、歳出について、説明いたします。

7ページをお開きください。

1 段目、2 款 総務費、1 項 5 目 交通対策費の説明欄 1 行目、バス路線対策費 434 万 3,000 円の増につきましては、リーバス小来川森崎線における車両小型化に要する経費として、運行事業者に購入の補助金を交付するものであります。

1 項 6 目 自治振興費の説明欄 1 行目、自治振興事業費 208 万 8,000 円の増につきましては、上野町、睦町、下奈良部町自治会の公民館の屋根や、トイレ修繕事業について補助交付するためのものであります。

次に、1 項 8 目 財産管理費の説明欄、2 つ目の、コミュニティセンター維持管理費 354 万 1,000 円の増につきましては、東部台コミュニティセンター講堂の照明修繕及び給水配管修繕と、栗野コミュニティセンター駐車場舗装修繕の実施によるものです。

1 項 11 目 地域振興費の説明欄、1 つ目、協働のまちづくり推進事業費 283 万 8,000 円の増につきましては、歳入でご説明いたしました「とちぎ高校生地域定着促進モデル事業」の経費として 33 万 8,000 円、また、宝くじ普及広報事業助成金を活用しました、栃窪自治会におけるお囃子用備品などの購入費用に対する補助金 250 万円を計上するものであります。

2 つ目の、コミュニティセンター整備事業費 835 万 1,000 円の増につきましては、歳入でもご説明しました、西大芦コミュニティセンター整備のための旧西大芦小学校プール解体工事に要する費用であります。

次に、13 ページをお開きください。

一番下の段、4 款 衛生費、1 項 7 目 墓地埋葬費の説明欄、見笹霊園費 1,515 万 8,000 円の増につきましては、1 号墓域にありますトイレの洋式水洗化整備工事費及び水道加入に伴う負担金などの経費を計上するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願ひします。

今説明いただきまして、宝くじの 250 万円という費用、歳入になりましたけれども、それがコミュニティ育成費という形で、栃窪のお囃子連ですかね、その費用、250 万円、費用になっていると。

これは、栃窪のみの、250 万円というのは、それだけの補助金対象になっているものだけなんでしょうか、それとも、そのほか何か、この中に含まれてはいるのでしょうか、それが 1 点。

それでは、1 点ずつ、すみません、お願ひします。

○石川委員長 執行部の説明をお願ひします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしくお願ひします。

協働のまちづくり推進事業のコミュニティ育成費につきましては、一般社団法人の自

治総合センターから100%の補助が出るものなのですけれども、これは、自治会など、その単位で要求いただくものなので、こちらの250万円は、お囃子の備品ということで、枳窪だけのものになっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 谷中です。よろしくお願いします。

8ページのバス路線対策費のほうで、今、リーバスで小型のものを補助という形だったのですけれども、本体というか、全部でいくらのもので、何%の補助なのかと。

あと、どのくらいの大きさのものだか、ちょっと詳しく教えてください。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

まず、バスの関係ですが、今回、トヨタハイエースコミューター（14人乗り）というやつなのですが、これの購入費用が434万2,260円ということになっています。

割合のほうは、全額補助になります。

以上になります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。谷中委員。

○谷中委員 今の、わかりました。

14人乗りなので、430万、妥当なのだなと思いました。

これは今、小来川のほうは、これを利用して、どんな感じで、1日に運行するのか、教えてください。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今のところ、令和2年で調査をしているのですが、最大で平日が8人乗っております。

それで、土日が大体4人というふうな、今のところ調査の結果になっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。谷中委員。

○谷中委員 今、人数は、その辺、少ないのだなというのはわかったのですけれども。

ちょっと自分の認識不足なのですが、今どのような運行をしているかだけ、教えてもらっていいですか、1日で。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

まず、便数につきましては、小来川線から平和タクシーまでなのですけれども、その上りが3便です。

それで、もちろん下りのほうも3便になりまして、時間のほうも言ったほうがいいですか。

まず、上りのほうは小来川を7時20分発のものと、あと9時10分です、それから1時ですね。

それで、下りにつきましては、平和タクシーの本社を8時15分と、11時50分と、17時55分。この最後につきましては、人数の関係で、デマンドバスの形をしたものを通行させています。

以上になります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。鈴木委員。

○鈴木委員 同じ8ページの、協働のまちづくり推進事業費で、先ほど、高校生の地域づくりということで、三十何万何がしの金額出ていましたけれども、具体的にどのようなことをされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしくお願いします。

こちらの高校生の定着事業は、市内の高校生の希望者を集めまして、グループに分かれまして、5回ほどの会議を開きます。

その中で、市内を散策したり、鹿沼市の魅力を話し合ったりした中で、事業を計画しまして、その事業を実施するというものになっています。

それで、コーディネーターを「かえる舎」というところの斎藤さんという方と地域づくり協力隊をやっていたツジイさんという方に頼みまして、コーディネーターをしていただくようになります。

この事業は2年間、県の事業では3年間の事業として、令和3年度、4年度、5年度の事業だったのですけれども、本市におきましては、令和4年度、そして、予算が通れば、5年度もとりあえず実施していきたいという事業になっております。

説明は以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 金額は少ないのですけれども、この三十何万何がしの、内訳を教えてください。

○石川委員長 柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

内訳としましては、報償費として23万4,000円、こちらを2名のコーディネーターに6回分として支払います。

そのほか、消耗品、印刷代として、4,000円。

最後に、委託料、成果物の製作委託料としまして10万円を予算として計上しております。

説明は以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 高校生の地域づくりということで、これも大事な事業だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思いますと思うのですけれども。

もう1つ、質問してよろしいでしょうか。

○石川委員長 はい。

○鈴木委員 14ページの7番の墓地埋葬費で、見笹霊園費 1,515万8,000円ということですけれども、トイレの洋式化ということで、今コロナ対策が叫ばれて、これコロナ対策基金も使われていると思うのですけれども、この洋式化、水洗化について、具体的に教えてください。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

コロナ対策としましては、まず、洋式化の蓋を閉めて流すというのが効果的だということで、当然洋式の蓋がついております。

それから、手洗いのときに、今役所もそうなのですが、触らずに、自動で出るものと。

それから、人が入れば、すぐに換気が回るということと。

それから、最後になりますが、電気についても、スイッチを押さずに、感知式になっていますので、その辺が今回のコロナ対策としての整備となっていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 見笹霊園のトイレも、長年、多分、これはぼつとん式の古いやつだと思うので、市民からも苦情があったので、非常にこれ、水洗化され、いいと思うのですけれども、全部が、もうセンサーつきの手洗いになるのですか、水道は。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今のところ、その手洗いのほうは、1号墓域の駐車場があると思うのですが、そののところに作るトイレについては、そういったもので、あと、真ん中辺と一番奥にあるのですが、そちらは、ちょっと今のところ、まだ、そういった自動式にはならないかなというところがございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 手洗い、意外と大事ですからね。用を足して、手を洗って、また、ひねったときに、触ってしまうわけですから、最後にね。

だから、本当に、大事なので、これはセンサーつき、あるいは、最低でもワンタッチでできるような仕組みにしていきたいと思います。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。館野委員。

○館野委員 はい。

先ほど、谷中委員とちよつかぶるのですけれども、バス路線対策費の中で、小来川線の話、出たのですけれども、それは増車、更新、どっちでしたか、まず。

○石川委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今度は更新になります。

○石川委員長 館野委員。

○館野委員 それで、更新の場合だと、今までの古いバスがあるではないですか。

あれは、もうまるっきり、平和タクシーのほうにいつてしまっていると思うのですけれども、その下取りとか、そういうのは、こっちに充てられなかったのかなというのが、ふと思ったのですけれども、予算として。

それは別問題ですか、いつてしまっているものだから。

○石川委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今までののは、25人のマイクロバスみたいなやつだったのですけれども、やはりどうしても老朽化して、これ以上、ちょっとなかなか使えないだろうということで、今回、こういった車両の変更といいますか、そういうふうになったので、ほかへ回すというのは、なかなかできないという、以上で説明を終わります。

○石川委員長 館野委員。

○館野委員 下取りはゼロという解釈でいいのですね。

○益子生活課長 はい、そうです。

○館野委員 では、大丈夫です。

○石川委員長 はい。

ほかに質疑のある方はおられますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第65号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第75号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 市民課長の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議案第75号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてをご説明いたします。お手元の新旧対照表の2ページのほうをお開きいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、ご説明いたします。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」がこのたび公布されまして、関係法律の中の一つである「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法といわれているものなのですが、これが一部改正されました。

それで、今回の改正では、地方公共団体情報システム機構、J-L i s という組織があるわけなのですが、ここが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを発行する者として明確に位置づけられ、あわせて、この個人番号カードの発行に係る手数料については、先ほど申しました「地方公共団体情報システム機構」という組織のほうで、徴収できるという形になり、あわせて、手数料の徴収の事務のほうを、市町村長に委託することができるという形とされました。

この結果を受けまして、個人番号カードの再交付手数料についても、施行期日以降は、今の鹿沼市手数料条例の規定が不要となるためのものであります。

以上で、鹿沼市手数料条例の一部改正の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 75 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、市民部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩後に、保健福祉部関係案件の審査を行います。

再開は、午後 1 時 26 分といたします。

(午後 1 時 20 分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 1 時 26 分)

○石川委員長 これから保健福祉部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第 62 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号））のうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。よろしくお願ひいたします。

議案第 62 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号））中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

上の段、15 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費国庫負担金の説明欄 2 行目、生活保護扶助費国庫負担金 729 万 7,000 円の増につきましては、新型コロナウイルスの影響で休業等により収入が減少した世帯を対象とする「住居確保給付金」の期間延長、再支給に係る国庫負担金であり、負担割合は4分の3であります。

次に、下の段、2 項 2 目 民生費国庫補助金、3 節の説明欄 2 行目、生活保護運営対策事務費国庫補助金 4,234 万 2,000 円の増につきましては、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」に対する国庫補助金で、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

2 段目、3 款 民生費、3 項 1 目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費 5,207 万 1,000 円の増につきましては、歳入の際にご説明いたしました住居確保給付金 972 万 9,000 円及び生活困窮者自立支援金支給事務 4,234 万 2,000 円の経費であります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第62号中保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号中保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

一番上の段、15 款 国庫支出金、1 項 1 目 民生費国庫負担金、1 節の説明欄 2 行目、低所得者保険料軽減国庫負担金 234 万 9,000 円につきましては、過年度の事業実績に基

づく精算に伴い、増額補正するものであります。

次に、2段目、2項 3目 衛生費国庫補助金の説明欄2行目、予防接種費国庫補助金 8,309万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に係る国からの補助金を増額補正するものであり、補助率は10分の10であります。

次に、3段目、16款 県支出金、1項 1目 民生費県負担金、1節の説明欄2行目、低所得者保険料軽減県負担金 117万4,000円につきましては、国庫負担金と同様に過年度の事業実績に基づく精算に伴い、増額補正するものであります。

5ページをお開きください。

上から3段目、21款 諸収入、4項 3目 雑入の説明欄2行目、障害者自立支援事業費国庫精算金 6,489万3,000円の増につきましては、令和2年度障害者自立支援給付費等の事業実績による、国庫負担金の追加交付額であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

9ページをお開きください。

上から3段目、3款 民生費、1項 1目 社会福祉総務費の説明欄、2つ目の○、国民健康保険特別会計繰出金 1,067万7,000円の減につきましては、国民健康保険特別会計の前年度決算額の確定に伴い、減額するものであります。

次に、同じ説明欄、3つ目の○、介護保険特別会計繰出金 8,387万9,000円の減につきましては、介護給付費及び地域支援事業における過年度の事業実績に基づく精算に伴い、減額するものであります。

続きまして、3目 高齢者福祉費の説明欄、1つ目の○、在宅高齢者支援事業費 556万2,000円の増につきましては、令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行化における一定の高齢者等への検査助成事業の実績により、国庫補助金の償還金を計上するものであります。

11ページをお開きください。

一番下の段、3項 1目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費 1億1,045万7,000円の増につきましては、令和2年度生活保護扶助費の支出実績、及び生活困窮者自立支援事業等の事業実績により、国庫負担金の償還金を計上するものであります。

13ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 2目 予防費の説明欄、1つ目の○、予防接種費 8,526万円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に携わる医師や看護師の報酬に係る経費、及び休日などの集団接種に協力していただく医療機関への交付金等を計上するものであります。

次に、同じ説明欄、2つ目の○、生活習慣病予防対策事業費 306万9,000円の増につきましては、令和2年度健康増進事業の実績により、県支出金の償還金を計上するものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）中、保健福祉部が所管する主

な歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 歳出のほうの、新型コロナの補正増額ありましたよね、何ページでしたかね。

8,500万円でしたか、これの内訳と、新型コロナ、これ後半部分のやつだと思うのですが、今後の接種の見通しについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○石川委員長 4ページの。

(「歳出で、歳出のほう」と言う者あり)

○石川委員長 予防費国庫補助金のところでいいのですかね。

○鈴木委員 歳出のほうです。

○石川委員長 はい、あ、歳出。

執行部の説明を求めます。亀山健康課長。

(「14ページに」と言う者あり)

○鈴木委員 14ページ、14ページの8,526万。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。よろしくお願いたします。

ただいまご質問いただきました予防接種費の8,526万円の内訳ということでございますけれども、まず、報酬としまして、接種会場等の業務にかかわる看護師、また、事務員の報酬の増額、こちらが1,933万2,000円になります。

それと、委託料としまして、集団接種会場等の受付や派遣の看護師及び接種会場の事務に係る経費として、こちらの記載してある委託料6,376万7,000円になります。

そして、もう1点ですけれども、ワクチンの接種会場に従事する、医師会等から集団接種会場に医師を派遣していただく場合の、そちらの医師への報酬の上乗せ分として、時間7,550円を増額する補助金、こちらが169万2,000円、こういった内訳になります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。鹿沼の場合は順調に進んでいるというふうに聞いておりますけれども、予定、今後のその見通しですか、年内、11月に終わる、ちょっと見通しについてお話しできれば、お願いします。

○石川委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

ワクチン接種の今後の見通しということですが、9月20日現在で、市民の全人口のうちの64%ほどに、1回以上の接種は完了しております、2回の接種を終わった方となりますと、約半数はもう接種を済ませております。

また、報道等で御存じかと思っておりますけれども、あと、また議会のほうの一般質問で答弁をさせていただきましたが、10代の方への枠を設けた接種というものも、先週から始

めておりまして、そういった特出しの部分の接種と一般の方の、各年代ごとに順次始めてきた接種、あわせまして、今のところ、11月末までに終わらせる見込みで進めております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。加藤委員。

○加藤委員 同じ14ページなのですけれども、予防費の中の、その下の○ですね、生活習慣病予防対策事業費について、内容を少し詳しくお知らせください。

それと、その下のがん予防対策もそうですかね、保健福祉部でよろしいのでしょうか。

これもちょっと内容を教えてください。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

内容と申しますと、その補助金を償還する理由ということでよろしいでしょうか。はい。

まず、生活習慣予防費、306万9,000円につきましては、検診等の事業にかかわる経費でございます。

こちらにつきましては、昨年度の新型コロナウイルスの影響で、中止、または縮小を行った事業等が多くありまして、そのために事業費の減額となっております。

続きまして、がん予防対策事業費37万9,000円ですけれども、こちらも、がん検診等の催告通知等の郵送数を、当初約3万ぐらいを予定していたものが、やはり同じ、同様の影響で、7,000、約2万通ほど減少しまして、そういった事業費の減に伴う額の減額による償還になります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 よろしいですか、はい。

ほかに質疑はございますか。鰐原委員。

○鰐原委員 14ページの予防費なのですけれども、今回補正で、8,870万8,000円ですね。

それで、合計で予防費が9億9,122万2,000円になったのだけれども、新型コロナウイルス関係で、この予防接種を受けた方というのは、鹿沼市民で何名になるのですか。

○石川委員長 人数ですか。

○鰐原委員 人数。

○石川委員長 人数ということで、はい。

亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課の亀山です。

先ほど進捗状況でお話をしました1回の接種を終えた方、64%ということで、説明をさせていただきましたが、そこに該当する人数が、6万1,765名になります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そのね、6万 1,765 名というのは、1回受けた人、それとも、そのうち、2回受けた人は半数だというのだけれども、ちょっとその辺、説明してください。

○石川委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 では、今の1回目と2回目の人数について、ご説明をさせていただきます。

ただいま、ご説明いたしました6万 1,765 名というのは、1回目の、接種を1回以上終了の方になります。

さらに、接種を2回終了の方になりますと、4万9,474人となっております。

以上です。

○石川委員長 鰐原委員、よろしかったでしょうか。

○鰐原委員 はい。

○石川委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 市民感覚でいつも言われることは、接種に行きますね。そうすると、「一体、私の接種は、いくらぐらいお金かかっているんだろう」って聞かれるのですよ。

ですけれども、わからないから、「わからない」と言うのですけれども、そういう方から見るとね、保健福祉部では、大体「1人1回いくらぐらいかかっているのだな」というふうに、概算で、抑えていますか。

○石川委員長 それは、人件費とか、いろいろ含めてという意味で、ワクチンの純粋な金額ではなくて。

○鰐原委員 ううん、わからないのよね、この件ね。薬代が入っているのだかも、何だかもわからないのだけれども。どう聞いたらいいのかなと思って。

○石川委員長 もし、わかれば、1人当たりにかかっている費用ということで、よろしいのですかね。

亀山健康課長。

○亀山健康課長 1人当たりの、すみません、接種の経費というものは、ちょっと試算はしておりませんが、まず、ワクチン代につきましては、全て無料となっております。

それと、経費については、すみません。説明は以上になります。

○石川委員長 ワクチンの金額が知りたい、鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、市では、こういう予防接種してもね、「1人いくらぐらいかかっているのだな」というのは、捉えていないというふうに見てよろしいのですか。

○石川委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 この接種の最終的な決算ということになるかと思うのですけれども、現状では、まだ算出をしていないということで、また、接種のあり方につきましても、当初、年度当初接種が始まった時点と、途中とで、国のほうの方針もいろいろと変わってまいりまして、妊婦への接種を急げという状況になってきたりとか、あと、10代の接種を早めよう、そういう話もあります。

また、そうした、いろいろと事業が変化する中で、最終的な積算は当然出さなくてはいけないと思っておりますけれども、現状は中間地点ということと、どのような変化が起こるかわからないということで、算出することに、あまり、「必要性がない」というのは語弊がありますけれども、そういう時期ではないのかなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 では、私の質問も必要性ないということで、これ以上申し上げません。ありがとうございました。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 65 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 66 号 令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。よろしくをお願いします。

議案第 66 号 令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

7 款 繰入金、1 項 1 目 一般会計繰入金 1,067 万 7,000 円の減につきましては、前年度決算額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、8 款 繰越金、1 項 1 目 繰越金 3 億 162 万 1,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5 ページをお開きください。

8 款 予備費、1 項 1 目 予備費 2 億 9,094 万 4,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 今の繰越金について、お話伺いましたけれども、国保のこの繰越金の残高、教えていただきたいと思います。

○石川委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 そうしますと、令和2年度の決算ということになるかと思いますが。

令和2年度につきましては、収入総額が、概数でよろしいですか、はい、概数で、103億8,000万円、歳出総額が100億7,000万円で、差し引きとして、3億1,000万円の繰り越しとなっております。

ただ、こちらにつきましては、歳入につきましては、前年度からの繰越金や財政調整基金からの繰入金、繰越金が1億7,000万円、財政調整基金からの繰入金が3億6,000万円含まれておりますので、実質的な単年度収支につきましては、2億3,000万円の赤字となっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 国保の積立金、あったかと思うのですけれども、今、現在はもうなくなっているということで、よろしいわけですか。

○石川委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 財政調整基金の残高につきましては、昨年度3億6,000万円を取り崩しまして、16億1,000万円の残となっております。

以上で終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 16億の積み立てですね、今後、それが、今度は広域化になるので、そっちへの、やっぱり仕送りも必要になってくるというような理解でよろしいわけですか。

○石川委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 広域化につきましては、平成30年度から広域化という形で、県のほうに納付金という形で、お金を納付しております。

それで、その納付金の資金としましては、税収や、あとは、国・県からの補助金等、あと一般会計からの繰入金等を充てているところなのですが、その不足分として、毎年2億円から3億円の財政調整基金を取り崩しているというような状況になっております。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第66号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 68 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願ひいたします。

議案第 68 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、一括してご説明いたします。

補正予算に関する説明書、4 番目のインデックス、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

3 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 介護給付費負担金 2,169 万 1,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、国庫負担分を増額補正するものであります。

3 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、5 目 保険者機能強化推進交付金 410 万 2,000 円、6 目 介護保険保険者努力支援交付金 306 万 8,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、国庫補助金を増額補正するものであります。

4 款 支払基金交付金、1 項 支払基金交付金、1 目 介護給付費交付金 737 万 5,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、第 2 号被保険者保険料負担分を増額補正するものであります。

5 款 県支出金、1 項 県負担金、1 目 介護給付費負担金 183 万 3,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、県支出金を増額補正するものであります。

7 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 介護給付費繰入金 6,113 万 5,000 円の減から、5 目 その他一般会計繰入金 2,011 万 9,000 円の減につきましては、過年度の事業実績に基づく精算を行うため補正するものであります。

一番下の段、8 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金 1 億 4,781 万 2,000 円につきましては、歳入・歳出差引により、増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

4 款 基金積立金、1 項 基金積立金、1 目 介護給付費準備基金積立金 7,817 万円につきましては、過年度の事業実績に基づき、増額補正するものであります。

7 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、2 目 償還金 1,337 万 4,000 円につきましては、地域支援事業交付金における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県交付金の受け入れ超過分を国庫支出金等の償還に充てるため、増額補正するものであります。

8 款 予備費につきましては、繰越金のうち 1,000 万円を留保するために増額補正するものであります。

以上で、議案第 68 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 68 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 69 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第 69 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

4 款 繰越金、1 項 1 目 繰越金 843 万 4,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5 ページをお開きください。

4 款 予備費、1 項 1 目 予備費 843 万 4,000 円の増につきましては、前年度決算に伴う繰越金の調整として計上するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 69 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、保健福祉部関係案件の審査は終了いたしました。

ちょっとごめんなさい、終わってはいるのですが、ちょっと説明があるそうで。

亀山健康課長。

○亀山健康課長 すみません、先ほど、鰐原副委員長の質疑で、数字をお答えしなかったのですが、現在の予算額と接種対象者の人数で、概略で説明をさせていただきたいと思っております。

必要ないという、不用意な発言、大変失礼いたしました。

それで、1人当たりの金額にしますと、現時点ですと、7,420円になります。1人2回を接種いたします。

ですので、回数割りにしますと、1回の接種で、3,710円ほどの経費が、現在かかっている金額になります。

以上で説明を終わります。

(「薬代」と言う者あり)

○石川委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課の亀山です。

薬代は、全て国のほうで、無料になっておりますので、それ以外の接種に係る経費ということになります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ありがとうございます。

○鰐原委員 ご親切な説明、ありがとうございました。

○石川委員長 執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩後に、こども未来部関係案件の審査を行います。

それでは、5分間の休憩といたします。

再開は、2時10分といたします。

(午後 2時03分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 2時09分)

○石川委員長 これから、こども未来部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第62号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))のうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしくお願いたします。

議案第62号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))中、こども未来部所管の歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

2番目の段、15款 国庫支出金、2項 2目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費国庫補助金の説明欄、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金 1億4,794万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国が低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するための補助金であり、補助率は10分の10であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費、2項 3目 こども支援費の説明欄の○、児童扶養手当費 1億 4,794 万円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、低所得の子育て世帯に対して給付金を支給するためのものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）中、こども未来部所管の歳入、歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 説明いただきました。

それでね、低所得者に対するというのですけれども、この場合の低所得者という定義というかね、所得いくらぐらいの家庭とか、そういうのあると思うのですが、その低所得者ということの説明を求めると同時に、この1億 4,010 万の扶助費の、何名ぐらい該当したのか、お伝え願います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 この低所得者に対する給付金は、2種類に分かれておりまして、1つが、ひとり親世帯分ということで、これについては、令和3年4月分の児童扶養手当を受給している世帯に対して、支給するもの。

それから、コロナの影響による収入の減で、家計が急変して、児童扶養手当の支給基準に収入が下がった家庭に対して、支給するものでございまして、対象人数は、扶助費が1人、子供に対して5万円ということで、1,192人分を予算立てしております。

それから、もう1つが、その他の低所得世帯分ということで、これについては、ひとり親ということではなくて、鰐原委員がおっしゃるように、低所得ということで、では、どういうところが低所得者というのかということ、その基準が、令和3年度の住民税の均等割が非課税の者に対して、支給されるということになっております。

あるいは、コロナの影響による収入減で、家計が急変して、令和3年度の住民税非課税世帯と同じ状態にある家庭に対して支給されるものでございまして、人数で、こちらについては、1,610人の子供に対して支給される、8,050万円を見積もっております。

では、低所得者はどういうものかといいますと、例えば、3人の家族で、働いている人がお父さんだとして、それで、奥さんを扶養にとって、子供も1人いるという場合について、111万円が所得、収入にすると、168万4,000円相当の収入の家庭ということで、実際はかなり低所得の世帯ということになります。

所得割は、賦課されなくても、均等割は賦課される家庭が多いのですけれども、均等割さえも賦課されないということで、低所得者世帯ということになります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、5万円支給された人が1,192人かな、そうですね。

そうすると、それと低所得者の170万円以下ぐらいの所得の人の子供が、あと手当と

して、1,610人受けているというふうに理解してよろしいのですか。

○石川委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 予算上、今、ひとり親世帯で、1人子供5万円、それが1,192人、それから、低所得世帯分が1,610人ということで、見積もっておりまして、実際に専決補正予算でございますので、既に今、では、何件が、何人が支給を受けているのかということでございますけれども、ひとり親世帯分については、9月末現在、これは9月末にもうお支払いする分については、事務のほうが進んでおりますので、今まで支給した人、あるいは、9月末までに支給される予定の人ということでご理解いただきたいと思うのですが、それについては、1,080人ということで、支給が進んでおります。

1,192人に対して、90.6%ということになっております。

それから、もう1つのその他の低所得世帯分、これは住民税の均等割が非課税の者ですけれども、こちらについては、9月末現在で、617人について、今支給される状態となっております。

支給率については、38%となっております、これは、来年の2月28日まで受付期間がございますので、その間に家計等が急変したりして、低所得世帯に該当するようになった場合にも支給されることになっております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 丁寧な説明ありがとうございました。大まかでわかったような気がします。

○石川委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第62号中、こども未来部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号中、こども未来部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

それでは、議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)について、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)中、こども未来部所管の主な歳入、歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。3ページをお開きください。

一番目の段、15款 国庫支出金、1項 1目 民生費国庫負担金の説明欄、2節の施設型

給付・地域型保育給付事業費国庫負担金 245 万 1,000 円の増につきましては、令和 2 年度の民間保育園等にかかる給付費の確定に伴うものであります。

そのすぐ下でございますが、ひとり親家庭福祉対策費国庫負担金 141 万 9,000 円の増につきましては、母子生活支援施設の入所費用にかかる負担金であります。

上から 2 番目の段、15 款 国庫支出金、2 項 2 目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 1,017 万 4,000 円の増につきましては、保育園や学童保育クラブなどの、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る、消耗品や備品の購入、また小学校が臨時休校になった場合の学童保育クラブの午前中からの拡大開所経費等に対する補助金であります。

そのすぐ下、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 650 万 5,000 円の減につきましては、主に、保育園への新型コロナウイルス感染症予防対策のための補助金が当初 10 分の 10 の補助率であったものが、2 分の 1 に変更されたために減額となるものであります。

3 番目の段、16 款 県支出金、1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄、2 節の児童福祉総務費県負担金 133 万 1,000 円の増につきましては、先ほど説明いたしました国庫負担金と同様に、施設型給付・地域型保育給付事業費の確定に伴うものであります。

一番下の段、16 款 県支出金、2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 1,017 万 4,000 円の増につきましては、先ほどの国庫支出金同様、保育園や学童保育クラブなどの、新型コロナウイルス感染症予防対策のための県からの補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお開きください。

3 番目の段、3 款 民生費、1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄、4 番目の○、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 95 万 2,000 円の増につきましては、令和 2 年度に、国が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への支援として、児童手当受給世帯に支給した給付金の確定に伴う国への償還金であります。

その下、2 目 障害福祉費の説明欄 2 番目の○、こども発達支援センター運営費 134 万 2,000 円の増につきましては、あおば園の排水設備の修繕料であります。

一番下の段、3 款 民生費、2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄の○、児童福祉総務事務費 5,794 万 4,000 円の増につきましては、説明欄が次の 12 ページの一番上になりますが、令和 2 年度の、放課後児童健全育成事業や延長保育事業等に係る子ども子育て支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対策支援交付金等の確定に伴う国及び県への償還金、5,708 万 8,000 円が主なものであります。

その下の○、施設型給付・地域型保育給付事業費 960 万円の増につきましては、民間保育園分の新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入に対する補助金であります。

次に、その下の欄になりますが、2 目 保育所費の説明欄 1 番目の○、保育所運営費

872万5,000円の増につきましては、主に医療的ケアが必要な園児のための看護師派遣委託料であります。

2番目の○、保育所維持補修費の400万円の増につきましては、公立保育園のトイレを洋式化するための修繕料であります。

その下、3目 こども支援費の説明欄1番目の○、放課後児童健全育成事業費1,938万3,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品購入の補助金、また、小学校が臨時休校になった場合に、学童保育クラブを午前中から開所するための経費等であります。

2番目の○、ひとり親家庭福祉対策費189万3,000円の増につきましては、母子生活支援施設の入所費用であります。

4つ目の○、児童扶養手当費1,342万円の増につきましては、令和2年度に、国が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援として支給した「ひとり親世帯臨時特別給付金」の確定に伴う国への償還金であります。

以上で、議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 10ページのこども発達支援センター運営費、あおば園の排水設備関係の134万2,000円ですね、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。仲田順一こども総合サポートセンター所長。

○仲田こども総合サポートセンター所長 今の質疑にお答えさせていただきます。

あおば園については、主にトイレ関係の排水のほうに傷んでおりました、それが発覚したものですから、急遽、主に地下に埋まっている部分の配管の修繕になりました。

以上です。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

もう一つ、その下の段の児童福祉総務事務費5,794万4,000円のうち、この償還金が5,708万8,000円ですか、国へ返すお金だと思っておりますけれども、これについて、結構金額多いと思うのですけれども、理由をご説明願います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

この償還金には、国への償還分と県への償還金がございます。

償還金は主に、子育て支援課と保育課が所管する事業にまたがっておりますので、子育て支援課長の高橋からご説明をさせていただきます。

まず、この国への償還金としては、3,388万4,000円でございます。

その内訳は、令和2年度、子ども子育て支援交付金、これは学童保育とか、延長保育

など、市が行う子ども子育てに関する各種事業に対する国の補助金でございます。

また、昨年度は、この補助金に、コロナ対策の学童の午前中開所分の経費とか、学童の利用自粛をした保護者への返還金とか、そういったものに対する補助金、それから、感染予防対策の消耗品とか、備品に対する補助金が付加されまして、それが1億2,354万2,000円でございますが、利用実績が1億595万7,000円であったために、1,758万5,000円が返還となります。

これには、各学童等とも、備品とか消耗品の購入はしたのですけれども、満額までは使わなかったということになっております。

それから、次が、子育てのための施設等利用給付交付金というのがございまして、これ、幼児教育とか、それから保育の無償化に伴いまして、幼稚園に通っている園児が、ご両親がお仕事をされていて、帰りが夕方になるような場合は、幼稚園というのは、普通2時頃に終わってしまうのですね。

ですけれども、その2時以降、帰ってくる6時ぐらいまで、お預かり保育というのを幼稚園でもやるのですけれども、その分の負担金を今までは、親が払っていたのですけれども、無償化に伴いまして、その分が払わなくて済む分、国とか、県とか、市から出すようになったのですけれども、その補助金が国からきたのですが、その利用者が、こちらが思っていた数より少なかった。

これはコロナによる影響もかなり多いかと思うのですけれども、そのような状況で少なかったということで、国へのほうに1,062万4,000円、返還することになります。

それから、令和元年度と令和2年度のコロナ対策総合支援事業というのがありまして、これがやっぱりコロナ対策の、マスクとか、消毒液等とか、備品等の購入費、これ保育園とか、認定こども園に交付されるものでございましたけれども、これも使い切ることがありませんで、567万4,000円、国のほうへ返すこととなります。

それから、今度は県のほうへ返す償還金ですけれども、こちらも国と同じように、子ども子育て支援交付金というのがありまして、それは国も県も補助率が3分の1ずつなのですね。

それなので、やはり国からきた交付金のうち、1億455万2,000円受けているのですけれども、使ったのが9,807万6,000円ということで、647万6,000円を償還することになります。

それから、これは県のほうの補助金ですけれども、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援交付金、これもコロナ対策のためのマスクとか、消毒液等の衛生用品とか、あとは備品とか、それらに係る、今度は支援員さんとかの手間ですね、消毒したり、そうすることによって、今までよりも時間が多くかかったりしたときの時間外手当的なもの、そういうものに対する費用としてきているものでも、これについても、4,028万円、歳入しましたけれども、2,992万8,000円の利用ということで、1,035万2,000円、県のほうへ償還することとなります。

それから、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金、これは国のほうで説明しました幼児教育・保育の無料化に伴うもので、その預かり保育、その親が負担する分の県補助金ですね、こちらについても、531万2,000円を償還することとなりまして、あわせて、2,320万4,000円ほど県に償還することとなりました。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木委員 詳細な説明ありがとうございます。

要するに、ざっくりいうと、大体、補助金、国と県、人口割りでくるので、結構、最初から多めにくるので、使い道、限定されているから、使い切れなかった分は返す、そういう考え方でよろしいわけですね。

○石川委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

今委員がおっしゃられたような形でできますので、それを使った分で、残った分をお返しするということになります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。谷中委員。

○谷中委員 12ページなのですけれども、放課後児童健全育成事業費のほうで、学童保育というのがすごく、学校が休業だったりしていて、午前中見たりということだったと思うのですが、やはり出番が多くなったという支援員さんからのことは聞いているのですが、人数的には、足りなくて追加募集とか、今まであまりかかわっていなかったけれども、そういうものというのはあったかどうか、お聞きしたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

今、確かに、谷中委員がおっしゃったように、そういったところがございます。

それなので、市としても広報等に、「学童保育で支援員として働いてみませんか」というような記事を書いたりして、支援員を募集したりはしております。

ただ、なかなか集まらなくて、市としても苦慮しているところではございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。加藤委員。

○加藤委員 今、谷中委員の放課後児童健全育成事業の中でなのですけれども、委託料のところで、シルバー人材センターさん、委託しているところがあるわけですが、今何か所ぐらいシルバーさんがやっていたらっしゃるのでしょうか。

それから、今後、学童保育が増えるという、ちょっとその話を聞いたのですが、そういう情報があれば、わかれば教えてください。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、シルバー人材センターに委託している学童でございますが、4つの学童保育クラブの10クラスがございます。

それから、新しい学童が増えるということなのですけれども、それらについては、今、そういった希望を持っている方がいるということで、それらが学童保育としてやっているかどうかとか、そういうところを検討しようとしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。

ここで、議案第65号中、こども未来部関係予算について、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○鰐原副委員長 それでは、委員長と交代します。

ご質疑のある方は順次発言を許します。石川委員。

○石川委員 同じく12ページの、先ほどの一段上ですね、2目 保育所費の保育所運営費の中で、医療的ケア児のことがございました。

現在、何名ほど入園されていて、この872万円というのは、その看護師さんの費用が主だと思うのですが、その辺の詳細をお願いいたします。

○鰐原副委員長 執行部の説明をお願いします。杉山保育課長。

○杉山保育課長 保育課長の杉山です。よろしくをお願いいたします。

現在、医療的ケア児は、在籍児童は1人もおりません。

それで、実際に、これから医療的ケア児を受け入れていく方向で、今体制を整えるために、看護師さんの派遣を要請したところです。

今、コロナ禍のために、看護師さんが非常になかなか見つからなくて、ハローワークとか、広報とか、随時募集はしているところなのですが、今正規職員で1名いるという形だったものですから、加えて派遣会社にも依頼をしましたところ、「派遣会社でもなかなか見つからないんです」というお話があったのですが、今のところ、お一人、ようやく決まりまして、今勤めております。

さらに、もう1人、10月から、先日募集があったものですから、雇用する予定になっておりまして、まだ引き続き、派遣業者に派遣を依頼しているという状況であります。

以上で説明を終わります。

○鰐原副委員長 ほかに質疑ございますか。

○石川委員 ございません。ありがとうございます。

○鰐原副委員長 別段質疑もないようですので、委員長と交代いたします。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第65号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、こども未来部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩後に、教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

再開は、午後 2 時 45 分といたします。

(午後 2 時 38 分)

○石川委員長 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

(午後 2 時 45 分)

○石川委員長 これから教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第 65 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 4 号) についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

議案第 65 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 4 号) についてのうち、教育委員会関係予算のご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書 一般会計 (第 4 号) の 3 ページをお開きください。

一番下の段、16 款 県支出金、2 項 県補助金になりますが、5 ページのほうをお開きください。

7 目 教育費県補助金の説明欄、国体・障害者スポーツ大会推進事業費県補助金 691 万 6,000 円につきましては、今年度実施される国体・障害者スポーツ大会運営費に関する補助金 611 万 6,000 円と、来年度実施される国体・障害者スポーツ大会に向けた防犯カメラの購入及び設置に関する補助金 80 万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。7 ページをお開きください。

2 款 総務費、1 項 13 目 芸術文化振興費の説明欄○、市民文化センター施設整備事業費 1,604 万 2,000 円の増につきましては、電波法の改正により令和 4 年度中に現在のワイヤレスマイク設備が使用できなくなるため、設備改修工事等に要する経費を計上したものであります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、文化活動交流館維持管理費 21 万 5,000 円の増につきましては、文化活動交流館における駐車場のラインの引き直しと排煙窓オペレーターの修繕に要する経費を計上したものであります。

次に、その下、14 目 生涯学習費の説明欄の○、自然体験交流センター管理運営費 500 万 6,000 円の増につきましては、自然生活体験交流センター管理者設置に伴う人件費と

消防用設備の修繕に要する経費を計上したものであります。

次に、21 ページをお開きください。

上の段、10 款 教育費、2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、校舎等維持補修費 280 万円の増につきましては、北小学校の遊具修繕や、みどりが丘小学校のプールのろ過機配管修繕に要する経費を増額するものであります。

次に、同じ説明欄、2 つ目の○、校舎等施設整備事業費 1,653 万 8,000 円の増につきましては、石川小学校の給水設備外改修工事の実施設計や、新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う小学校 3 校のトイレ洋式化工事に要する経費を増額するものであります。

次に、3 つ目の○、学校保健衛生費 230 万 1,000 円の増につきましては、法律に基づく学校の環境調査を実施するための費用及び学校備品を廃棄するための費用を増額するものであります。

次に、4 つ目の○、情報化教育推進事業費 76 万 1,000 円の増につきましては、G I G A スクール構想の推進を図るため、インターネット回線を増やす費用を増額するものであります。

次に、下の段、10 款 教育費、3 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 7,905 万 9,000 円の増につきましては、東中学校のプール改修工事や、栗野中学校のトイレ洋式化工事の実施設計、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う中学校 2 校のトイレ洋式化工事等に要する経費を増額するものであります。

次に、同じ説明欄、2 つ目の○、学校保健衛生費 25 万円の増につきましては、法律に基づく環境調査を実施するための費用を増額するものであります。

次に、3 つ目の○、情報化教育推進事業費 31 万 7,000 円の増につきましては、小学校同様、G I G A スクール構想の推進を図るため、インターネット回線を増やす費用を増額するものであります。

次に、3 段目、10 款 教育費、4 項 3 目 文化振興費の説明欄の○、郷土資料調査・保存・活用事業費 311 万 6,000 円の増につきましては、郷土資料のデジタル化を図り、本市ホームページにおいて、一般に公開するための委託料を増額するものであります。

次に、23 ページをお開きください。

10 款 教育費、5 項 1 目 保健体育振興費の説明欄の○、国体・障害者スポーツ大会推進事業費 196 万 6,000 円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、「国体・障害者スポーツ大会」に向けた防犯カメラ 4 台の購入及び設置に要する費用を計上したものであります。

次に、下の行、2 目 体育施設費の説明欄の○、体育施設維持補修費 319 万円の増につきましては、鹿沼運動公園野球場のスコアボード塗装改修工事の修繕料を増額するものであります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、体育施設整備事業費 130 万円の増につきましては、鹿沼運動公園野球場のトイレ洋式化の施設整備費を増額するものであります。

以上で、議案第 65 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)についてのうち、教育委員会関係予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、質問させていただきます。

22 ページの校舎等施設整備事業費ということで、トイレの洋式化ということで、石川小学校ほか 3 校というふうな説明ありましたが、そのほかの 3 校に、石川小学校以外の小学校について、ご説明願いたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 鈴木委員の質問にお答えしたいと思います。

トイレの洋式化につきましては、現在、加園小学校、板荷小学校、南摩小学校の 3 校を予定しておりまして、便器につきましては、3 器程度を予算として予定しております。

ちなみに、中学校のほうは、2 校ということですが、やはり加蘇中学校、板荷中学校の 2 校、やはり 3 器の改修を予定しております。

小学校 3 校、中学校 2 校ということで、ご説明にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川委員長 それぞれ 3 器ということで、よろしかったでしょうか、はい。

鈴木委員。

○鈴木委員 合計で 3 器ではなくて、それぞれ 3 器ですね、はい。

そうしますと、これが実現できるとなると、小学校については、洋式化が何%進んでいるのか、また、中学校については何%進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

現在、小学校につきましては、トイレの洋式化自体が 57%なのですね。

それで、3 校で 3 器ずつになりますので、すみません。

○鈴木委員 後でいいですよ。

○駒場教育総務課長 いいですか。一応その 3 校、中学校 2 校足した段階で、一応計算をし直しまして、現在トイレ自体が、1,274 器、小中学校でございますので、小学校で 9 器、中学校で 6 器増えまして、逆算をさせていただきますので、計算ができた段階で、順次説明をさせていただきますので、少々お時間いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石川委員長 では、後ほど、よろしくお願いいたします。

ほかに、鈴木委員。

○鈴木委員 もう 1 つだけ聞きます。

その下のこの情報化教育推進事業費、76 万 1,000 円で、インターネット回線の増設と

いうことですが、なかなかインターネットの環境も、使うのが集中してしまうと、なかなか遅かったと思うのですが、これによって改善されるのでしょうか。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。よろしくお願いたします。

鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。

これまで、小中学校合わせて34校分がインターネットに接続する場合、一度、情報センターを経由しまして、情報センターから1回線使用しまして、インターネットに接続するという方式になっておりました。

それを、各々の学校から直接インターネットにつなげるというようなことで、今回、そういう分岐といいますか、そういった工事といいますか、あと設定といいますか、環境を整えたということでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

先ほど鈴木委員のほうからご質問受けました、小学校で9器、中学校で6器のトイレの改修が済みますと、小学校で58.1%、中学校で60%ちょうどになります。

1器ですね、小学校では867器、トイレがございます。

中学校が407器ございますので、1器改修しますと、約0.1%という形になるので、その分だけ増える形になりますので、少しでも早く改修ができればと思っておりますが、大規模改修も含めて、そちらのほうも進めながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 この先ほどのこのインターネット回線の増設で、直接ということで、今お聞きしました。

私も、インターネット関係はあまり詳しくないのですが、例えば、ドコモとか、そのインターネット回線の、どのような回線を使っているのか、教えていただきたいと思っております。

○石川委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま、私が各学校から情報センターまで、まず、これまでは回線がいてというお話をしたと思うのですが、そこまで、鹿沼ケーブルテレビの回線が使われ

ておりまして、引き続き、そちらの鹿沼ケーブルテレビの回線を分岐いたしまして、今度、直接、鹿沼ケーブルテレビさんと契約をですね、通信費のほうへ、したいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。加藤委員。

○加藤委員 同じ 22 ページなのですが、一番下の文化振興費の、先ほど、郷土資料調査・保存・活用事業費で 311 万 6,000 円ということで、計上されているのですが、先ほどの説明では、デジタル化をしていくと、資料をですね。それで、ホームページということの話もあったのですが、もう少し詳しく、金額も張るので、お願いします。

あと、委託料ということなので、電算処理の委託先も教えてください。

○石川委員長 執行部の説明を求めます。渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問にお答えいたします。

内容につきましては、資料のデジタル化ということで、現在、市内の展示施設の利用制限、それから、市内に点在する文化財とか、伝統行事へのアクセスが非常に困難になっているという状況の中で、これらを打開する新しい生活様式に対応した文化財の公開という点から、デジタル化を図るということを目的に、インターネット上で公開をしていこうというものでございます。

それで、資料の具体的な内容につきましては、今、ホームページの中で、デジタルアーカイブというような形で、何点か資料を公開してございますけれども、発掘調査とかで出土した土器とか、文化財に指定されている絵画ですとか、絵図とか、地図とかを含めまして、大小含めて 2,000 点程度をデジタル化を図っていきたいと考えております。

それで、具体的な委託先ということでございますけれども、これにつきましては、まだ、これから検討していくという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 内容はあらかじめわかりましたが、ホームページ見ていると、例えば、一般の人は、その映像を見て、動画を見ますよね。

ですけれども、本当にナレーションなんかもあまり流れていなくて、非常に、もうちょっと、例えば、その新しい生活様式にあわせた考え方ということであるとしたら、やっぱり聴覚障がいの方とか、それから、もう少し工夫して、グローバルに、境のないような作り方ができないものかなと思って、その丁寧さを、これは要望なのですけれども、もう少し考えていただきたいと思っております。そこはよろしくお願いいたします。

○石川委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

確かに、聴覚障がいのある方とかに、その文化財とか、市のホームページ全般いえると思いますけれども、こういった形で見せていけるのかというのは、これからの課題だと思っております。

正直言いまして、文化財とかを見る、本来であれば、本当に触って見ていただくというのが、一番望ましい形なのですけれども、それをどうやって、この障がいのある方にお知らせするかというのは、本当にこれからの課題だと思っております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 課題だということで、本当に全体的にいえるのですけれども、やっぱりユニバーサルデザインといいますかね、そういう観点からやっていかないと、もうこれからはいけないのかなと思っておりますので、せつかくお金をかけるならば、その辺のところまで、考えながら、やっていっていただけたらと思います、これ要望です。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっと8ページの、市民文化センターの施設整備かな、それで、空調施設の保守ということで、658万2,000円上がっていますけれども、この空調施設の保守というのは、当初予算からなかったものかなと思うのですけれども、その辺の説明と、あと、電波法の改正で、ワイヤレスマイクの使用というものが変わるのだということを、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○石川委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

1点目ですね、電波法の改正に基づく、そのワイヤレスマイクの変更なのですけれども、電波法につきましては、平成17年の8月に改正をされて、同年の12月に施行されました。

それで、これによりまして、「無線設備の電波強度の許容値」というものが変更になったということで、旧規格によるワイヤレスマイクなどの設備が、猶予期間である、令和4年11月30日までの使用期限ということで決められました。

それで、これによりまして、期限が直前となる令和4年度当初におきましては、駆け込み需要とか、そういったところから、価格や業者の対応に不具合が生じるだろうということで、今年度補正をさせていただくというものでございます。

その内容につきましては、大ホールが、マイクが8本、小ホールが8本、それで、大会議室が4本、それから、プラネタリウムが2本ということで、こちらのワイヤレスマイクと、それから、送信機、受信機、アンテナ、それから、それらを結ぶケーブルということで修繕をさせていただくというものでございます。

続きまして、空調設備につきましては、こちらは、令和2年の10月に、確かに故障をしました。

それで、当初予算でなぜしなかったのかということなののですけれども、予算要求後に

壊れたということがまず第1点。

それから、手動では、まだエアコンはきいていたという状態でした。

このために、作業のほうですね、設備のスイッチを押して、それから、大ホールの温度を手動で測りまして、その具合を見て、ホールと設備のあるところを行き来して、調整をしていたというような内容でした。

それを今回、中央監視システムで、自動制御が行えるようにということで、補正を要求させていただくというものでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 説明わかりました。

それでね、同じあれで、文化活動交流館の駐車場のラインの引きかえということで、21万5,000円補正が載っていますが、これは駐車する数を増やすというのではなくて、そういう作業はしないわけですね。

現在の駐車数を維持するというラインの引きかえになりますか。

○石川委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

現在、駐車場のラインが見えにくくなっているものですから、それをわかるように引き直すものであります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 駐車の数は何台になっていますか。

○石川委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

申し訳ございません、駐車場の台数について、今把握しておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 続けて申し訳ないですが、先ほどからトイレの改修のことが話題になっていますけれども、トイレの改修は、洋式化というのだけれども、ウォシュレットにはしないのですか、その点、お聞きしておきます。

○石川委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

鰐原委員のほうからご質問受けた洋式化ですけれども、全ての児童生徒が対応できるように、ウォシュレットも含めて、現在、そちらのほうで、全ての対応ができるような洋式化ということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○石川委員長 ウォシュレット化にするという意味で。

- 駒場教育総務課長 はい、そうです。
- 鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。以上です。
- 石川委員長 では、ここで、議案第 65 号中、教育委員会事務局関係予算について、委員として質疑をさせていただきますので、暫時副委員長と交代いたします。
- 鰐原副委員長 それでは、委員長と交代します。石川委員。
- 石川委員 22 ページの学校管理費、北小学校の遊具のことというふうにお聞きしたのですけれども、280 万円の詳細をお願いいたします。
- 鰐原副委員長 執行部の説明をお願いします。駒場教育総務課長。
- 駒場教育総務課長 北小学校の遊具修繕ということで、石川委員のほうから、ご質疑受けました。

北小学校の遊具につきましては、登り棒が、昨年の遊具の点検のときに、錆びついて傷みが出たということで、使用禁止という形で、ちょっと言われておりましたので、今回、登り棒の改修ということで、つけ替えという形で、修繕予算ということでつけさせていただきます。

登り棒になります。以上です。

- 鰐原副委員長 ほかに質疑はありますか。
- 石川委員 ないです。大丈夫です。
- 鰐原副委員長 別段質疑もないようですので、委員長と交代いたします。
- 石川委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 65 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにござい異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 76 号 鹿沼市文化活動交流館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。塩澤生涯学習課長。

- 塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

議案第 76 号 鹿沼市文化活動交流館条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、定例会議案説明書をご覧ください。

今回の改正は、貸し出し施設としての石蔵を廃止するためのものであります。

文化活動交流館におきましては、敷地内の石蔵、及びその付属設備の焼窯を利用者に貸し出ししておりましたが、平成 23 年の東日本大震災以後、利用者の安全が確保できないとの理由から、貸し出しを中止してきました。

耐震改修には多額の費用を要するなど、利用再開に向けた対応は困難であることから、貸し出し施設としての石蔵、及び附属設備の焼窯の貸し出しを終了するため、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、「議案第 74 号～第 76 号の新旧対照表」の 3 ページをご覧くださいと思います。

文化活動交流館の利用許可に関する条項のほか、別表第 1 の施設使用料一覧の項から、貸し出しを終了いたします「附属設備」並びに「石蔵」などの文言を削除するものであります。

以上で、鹿沼市文化活動交流館条例の一部改正についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。加藤委員。

○加藤委員 説明はわかりました。

平成 14 年から平成 23 年まで、使えなくなって、その間は、焼窯、それからその備品系も、団体が使っていたと、使ったその利用があると思うのですが、利用者の方はどのような方が利用されていたのか、ちょっとそれ、わかればお聞きしたいのですが、お願いします。

○石川委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

利用につきましては、東日本大震災のときに、その時点で、利用を中止したのではなくて、それから若干遅れまして、平成 25 年の 9 月末をもちまして、利用のほうを中止させていただきました。

それで、それまで利用していた団体につきましては、その当時、陶芸団体が 3 団体とお囃子が 1 団体でありました。

それで、22 年度の、東日本大震災が起こった年ではありますが、22 年度の利用状況について申し上げますと、石蔵につきましては、208 件の利用がありました、利用人数は 1,523 人です。

焼窯につきましては、利用が 60 件で、322 人の利用がありました。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 76 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきますと思います。

コロナ禍におきまして、常にこの国の動向を見極めつつ、市民のために最善と思われる判断をすべく、試行錯誤の1年間だったと感じております。

執行部の皆様、委員の皆様、行動に制限がある中であっても、慎重かつ丁寧に議論を重ねてくることができましたこと、心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、委員長挨拶にかえさせていただきます。

1年間、大変お世話になりました。(拍手)

○鰐原副委員長 副委員長の鰐原です。

大変、ふつつか者ですが、皆様方のご協力により、無事務められたかなと思っております。

これからも、よろしくご指導のほど、お願いいたしまして、お礼の挨拶いたします。

大変どうもありがとうございました。(拍手)

○石川委員長 これをもちまして、文教民生常任委員会を閉会いたします。

(午後 3時15分)